

伝建補助金の流れ

《例：令和6年度に補助金を活用したい場合》

※ 候補物件について、現場で施主、設計者、生涯学習課で**事前協議が必要**

※ 建物の外観や外構の**通りから望見できる範囲が補助対象**

《令和5年》

随 時 事前協議

9月末まで 市と調整済みの、図面（現況図・改修後）・基本設計書等の提出
（※改修前後の立面図、平面図と見積書など）

※この時までには、事業内容が補助の要件に沿っているか、施工方法等問題ないか、飢肥の歴史的風致を損なうものでないかなど、市との協議を経た上での資料を作成しておく必要があります。

※9月末に初めて図面等を提出された場合は、内容確認が間に合わず、これ以降の審議会等にかかることが出来ず、補助要望に挙げられない可能性がありますので、御留意ください。

※そのため、補助活用を検討される場合には、大まかな案で、資料が出来ていない段階でも結構ですので、可能な限り早めの事前協議をお願いします。



10月下旬 日南市伝建審議会にて審議
※伝建審議会より図面・基本設計等の修正等の依頼の可能性有り



11月上旬 修正後図面等を生涯学習課へ提出



11月中旬頃 文化庁現地指導（前後する可能性有り）



※ 図面等の修正の依頼の可能性有り

11月中旬頃 県文化財課ヒヤリング



※ 図面等の修正の依頼の可能性有り

《令和6年》

1月中旬頃 文化庁ヒヤリング(県文化財課対応)



4月以降 交付決定後、工事着工の手続き
※文化庁の予算の関係で6月や9月着工になる可能性有り
※文化庁の予算の都合などで決定がおりない可能性有り

※ご不明な点などについては、生涯学習課文化財係へお気軽にご連絡下さい。

問い合わせ先：日南市教育委員会
生涯学習課 文化財係
31-1145